

玉村町小規模修繕工事契約希望者登録申請の手引き

【一般的事項】

1 登録制度について

この登録制度は、玉村町が発注する小規模な工事・修繕のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されていない方でも契約することができる少額で内容が軽易な契約（1件の設計金額が50万円以下）を希望する方を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

1) 登録できる方

玉村町内に主たる事業所を有する法人又は個人の方で、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等は問いません。

2) 登録できない方

- ① 玉村町内に主たる事業所を有しない方
- ② 玉村町の競争入札参加資格の認定を受けている方
- ③ 町税を滞納している方
- ④ 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない方
- ⑤ 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない方
- ⑥ 玉村町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号又は3号の規定に該当する者

2 登録者の取扱い

玉村町小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）を提出して審査に合格した方は、玉村町小規模契約希望者名簿に登載し、玉村町が発注する小規模な工事・修繕の契約に際し業者選定の対象と成り得ますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。

また、登録申請時の書類審査に合格し、申請を受理された方については、この制度による登録業者となりますので改めて通知等を行いません。ただし、申請後又は登録後に玉村町の契約の相手方として不相当と認められた場合は、登録を抹消のうえ通知します。

3 申請の期間

定期申請期間 令和2年3月2日（月）から令和2年3月31日（火）まで

随時申請期間 令和2年4月1日（水）から令和4年2月10日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

申請時間 午前8時30分～午後5時15分まで（午後12時～午後1時の間を除く。）

申請場所 町役場3階 総務課契約管財係

4 登録の有効期間

定期申請の登録有効期間 令和2年4月1日（水）から令和4年3月31日（金）まで

随時申請の登録有効期間 申請受理日から令和4年3月31日（金）まで

5 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者氏名等の申請内容や添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに玉村町小規模修繕工事契約希望者登録申請書変更・廃止届（様式第2号）を提出してください。

【契約に関する事項】

1 発注の方法

玉村町が小規模な工事・修繕等の契約を発注するときは、原則として複数の業者から見積もりを徴収し、原則として最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

また、見積もりを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡（電話、FAX可）願います。

なお、辞退したことによる不利益はありません。

2 契約の方法

契約業者となった場合は、発注課等の指示に従って原則として書面（請書又は契約書）により契約します。ただし、10万円以下の契約で書面を省略する旨の指示があったときは省略することができます。

なお、この制度による契約に係る契約保証金は免除します。

3 契約の履行

契約の履行は、玉村町財務規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け及び町が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の登録希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

4 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格後の請求に基づき、原則として口座振替の方法により支払います。

支払い期間は、正当な請求を受けた日から40日以内となります。

5 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うこととなります。

6 契約に関する苦情・相談等

契約に関する苦情・相談等は、役場総務課契約管財係で受け付けます。

【申請書の書き方】

1 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。

2 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

3 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は「代表」を記入してください。

4 使用印鑑

法人は、印鑑登録した代表者印を使用してください。個人事業主は、実印でなくてもかまいませんが、ゴム印等の変形しやすいものは認められませんのでご注意ください。

なお、申請書等に使用した印鑑は、登録期間中見積書・請書・契約書・請求書等に使用しなければなりませんのでご注意願います。

5 電話及びFAX番号

電話及びFAX番号は、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。

6 契約希望業種

3業種以内であれば内容に制限はありません。ただし、業者選定の手段となりますので、できるだけ具体的に1欄1業種で受注を希望する順序で記入してください。

なお、発注にあたり法的な許可・免許・登録を要する場合はその名称を記入し、許可証等の写しを添付してください。

土木関係	防護柵、舗装、遊具、交通安全施設、造園、土木
建築関係	大工、ガラス、サッシ、網戸、板金、タイル、ブロック、雨樋、防水、溶接、木工建具、障子、襖、鍵、塗装、屋根、門扉、内装（カーテン・カーペット等）、畳
設備関係	電機器具、照明、配線、放送機器、ボイラー、ガス機器、空調・冷暖房設備、厨房設備、衛生設備、浄化槽
その他	上記にあてはまらない修繕・工事

7 誓約書の提出について

玉村町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に基づき、町の事務事業からの暴力団又は暴力団員等の排除措置に関し、あらかじめ「暴力団排除に関する誓約書」別記様式（第5条関係）の提出をして下さい。

- ・登録申請をされる全ての方に提出していただきます。
- ・誓約していただく方は、法人にあたっては代表者（代表取締役、理事長等）、個人にあたっては申請者本人となります。

8 添付書類

法人の場合	登記事項証明書の写し	1通	3か月以内に証明のもの。法務局へ申請
	町税の完納証明書	1通	玉村町役場 税務課へ申請
	許可・免許証等の写し	1通	
	暴力団排除に関する誓約書	1通	町ホームページからダウンロード可
個人の場合	身分証明書	1通	3か月以内に証明のもの。本籍地へ申請
	町税の完納証明書	1通	玉村町役場 税務課へ申請
	許可・免許証等の写し	1通	
	暴力団排除に関する誓約書	1通	町ホームページからダウンロード可

【問合せ】

〒370-1192 玉村町大字下新田201

玉村町役場 総務課契約管財係（役場3階）

電話 0270-64-7751（直通） FAX 0270-65-2592